

# 第5次佐倉市スポーツ推進計画（案）

～ 豊かなライフステージをスポーツとともに ～

平成29年2月

佐 倉 市

# 目 次

第1章	計画策定の趣旨と背景	
第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の名称と位置づけ	1
第3	国・県の計画とこれまでの市の計画	3
第2章	佐倉市のスポーツを取り巻く現状と課題	
第1	市民アンケートから見た現状と課題	7
第2	スポーツ活動を推進していく上での現状と課題	9
第3章	計画の基本的な考え方	
第1	計画期間	18
第2	基本理念	18
第3	基本目標	19
第4章	施策の展開と具体的な取組	
第1	基本施策と計画の体系	22
	【基本施策1】 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します	
■	施策1 スポーツに親しむ機会を提供します	24
■	施策2 スポーツ団体の育成や支援に努めます	25
■	施策3 指導者の育成や支援を行います	25
■	施策4 健康・体力づくりを推進します	26
■	施策5 高齢者のスポーツ活動を推進します	26
■	施策6 障害者のスポーツ活動を推進します	27
	【基本施策2】 子どもの体力向上と体育の充実を図ります	
■	施策1 学校体育を充実します	28
■	施策2 スポーツ少年団の活動を充実させます	29
	【基本施策3】 競技力の向上を図ります	
■	施策1 トップアスリートとの交流の場をつくります	30
■	施策2 印旛郡市民体育大会、千葉県民体育大会等を共同開催し、選手を支援します	31
■	施策3 各種スポーツ競技の全国大会、国際大会等の成績優秀者を表彰します	31
	【基本施策4】 スポーツ施設を充実させます	
■	施策1 安全で満足度の高いスポーツ施設を目指した管理を行います	32
■	施策2 安全で充実したスポーツ施設となるよう整備・改修に努めます	32
■	施策3 地域のスポーツ拠点としての学校開放の推進、運動広場の支援に努めます	33
	【基本施策5】 スポーツを活かしてまちの活性化を図ります	
■	施策1 スポーツをとおして佐倉の魅力を発信します	34
第5章	計画の進捗管理と評価	
第1	進捗管理と評価の時期	35
第2	評価の方法	35

## 第1章 計画策定の趣旨と背景

### 第1 計画策定の趣旨

高齢化の進展や健康志向の高まりから、スポーツ<sup>※1</sup>を通じた健康づくりへの関心が高まっており、市民のだれもが気軽にスポーツを楽しめる環境を整え、心身両面からの健康づくりを進めることが重要になっています。

しかしながら、価値観の多様化やライフスタイルの変化、高齢社会を迎える中で、体を動かす機会が減少する傾向にあり、市民が生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたってスポーツに親しむことは、達成感、爽快感、ストレスの発散などの精神的な充足をもたらすとともに、体力の向上、生活習慣病の予防や介護予防など、健康で明るく豊かな生活を送る上で、非常に大きな意義をもっています。さらにスポーツは、家族や仲間、地域住民のコミュニケーションの場となるほか、地域コミュニティの活性化につながるものとしても注目されています。

このようなことからこの計画は、一人でも多くの市民が、生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、スポーツの推進に関する市としての取組みを示すものです。

### 第2 計画の位置づけ

市では、佐倉市スポーツ推進計画をこれまで第4次まで策定しており、この度策定する計画は、第5次計画にあたります。

「第5次佐倉市スポーツ推進計画」は、文部科学省が策定した「スポーツ基本計画」、千葉県が策定した「第11次千葉県体育・スポーツ推進計画」を参考にするとともに、スポーツに関連する市の個別計画との整合性を図り、市のスポーツの推進に関する現状と課題を踏まえ、第4次佐倉市総合計画基本構想で掲げるまちづくりの基本方針の一つである「心豊かな人づくり、まちづくり～教育の充実、スポーツ活動の推進～」

---

※1 スポーツ

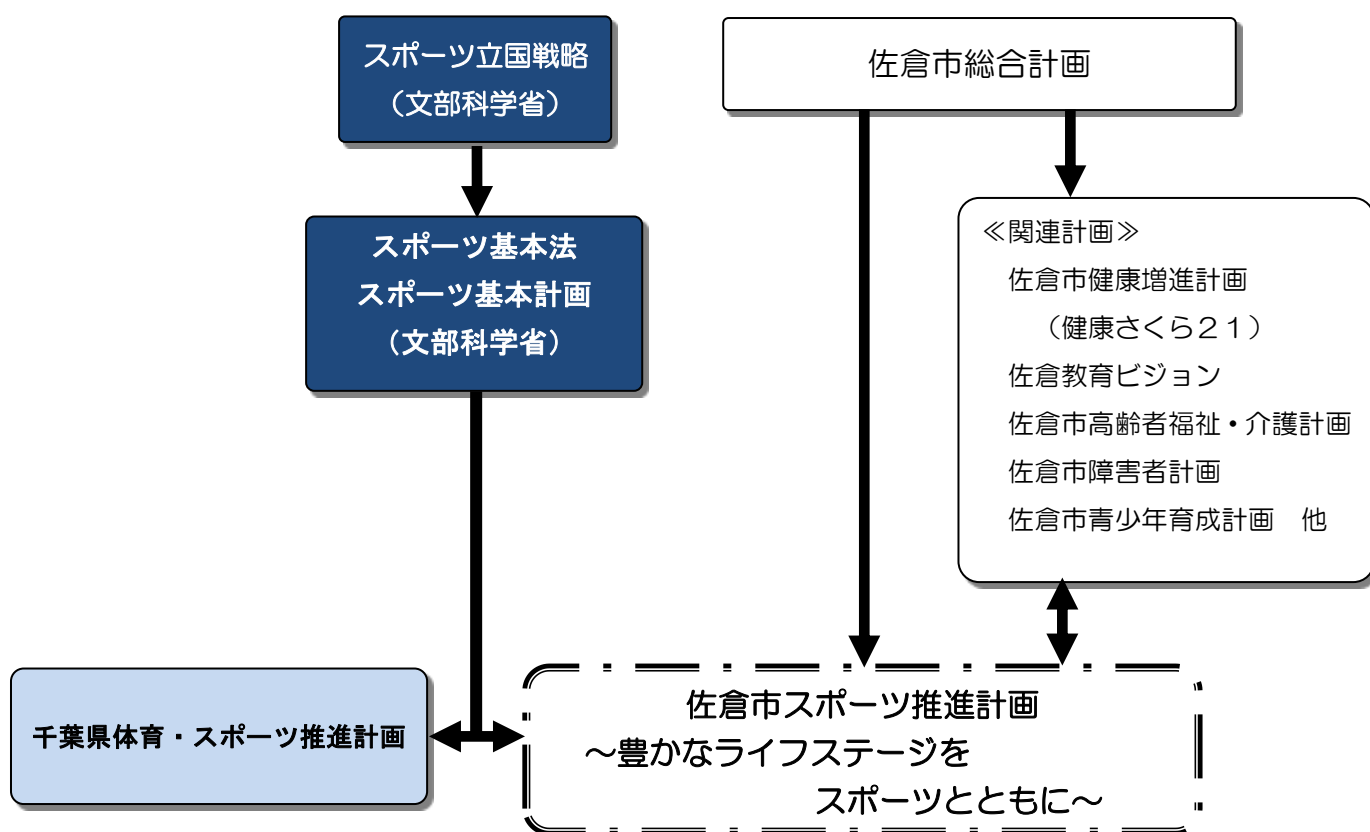
この計画上で特段の定めもなくスポーツと表現している場合は、「運動」、「スポーツ」、「体育」全てを含むものとして取扱います。

を目指し、その取組みを示すアクションプランとして位置づけます。

なお、平成23年に「スポーツ振興法」が「スポーツ基本法」に改正されたことから、この計画は、スポーツ基本法第10条第1項に規定される「地方スポーツ推進計画」にあたります。

このようなことから、第3次計画までの「佐倉市スポーツ振興基本計画」を継承し、新たな法律に基づくものとなるよう第4次計画から「佐倉市スポーツ推進計画」と名称を変更しています。

### 【佐倉市スポーツ推進計画の位置づけ】



### 第3 国・県の計画とこれまでの市の計画

#### 1 国（文部科学省）

##### （1）スポーツ基本法の施行

昭和36年に制定された「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、平成23年8月24日に「スポーツ基本法」として施行されました。

「スポーツ基本法」では、スポーツ立国戦略<sup>※2</sup>に基づき、「スポーツ振興法」で定めていた施策を充実させつつ、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立った新しい時代におけるスポーツの基本理念を提示し、国、地方公共団体、スポーツ団体をはじめとする関係者の連携と協働によって、その基本理念の実現を図ることを具体的に規定しています。

##### （2）スポーツ基本計画

スポーツ基本法の施行に伴い、文部科学省は、平成24年3月に「スポーツ基本計画」を策定しました。この計画では、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、今後10年間程度を見通した概ね5年間に、総合的かつ計画的に施策に取組み、スポーツ立国の実現を目指すこととしています。

#### 2 千葉県

##### （1）千葉県体育・スポーツ推進計画

千葉県教育委員会は、平成24年3月に「第11次千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。この計画では、すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り互いに支えあう「スポ

---

※2 スポーツ立国戦略

今後の我が国のスポーツ政策の基本的な方向性を示すもので、「新たなスポーツ文化の確立」を目指して、①ライフステージに応じたスポーツ機会の創造、②世界で競い合うトップアスリートの育成・強化、③スポーツ界の連携・協力による「好循環」の創出、④スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上、⑤社会全体でスポーツを支える基盤の整備など、五つの戦略を掲げています。

「スポーツ立県ちば」の実現に向け、「するスポーツ」・「みるスポーツ<sup>※3</sup>」・「ささえるスポーツ<sup>※4</sup>」を推進していくこととしています。

### 3 佐倉市

#### (1) 佐倉市総合計画

平成23年度から平成31年度までを計画期間とする第4次佐倉市総合計画において、六つの基本的な考え方（まちづくりの基本方針）の一つとして、「心豊かな人づくり、まちづくり～教育の充実、スポーツ活動の推進～」を掲げ、市民の誰もが、いつでも、どこでも、生涯にわたりスポーツを楽しむことのできる環境づくりを推進しています。

#### (2) 佐倉市スポーツ推進計画

市民の誰もが健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、平成9年度からこれまで、4次にわたって「佐倉市スポーツ推進計画」を策定し、生涯スポーツ<sup>※5</sup>の振興を図ってきました。

第1次計画 平成9年4月策定（計画期間：平成9年度～平成13年度）

目標：『スポーツシーンのあるまちづくり』

施策：○生涯スポーツの振興

○市民スポーツ活動の充実

---

※3 みるスポーツ

スポーツを競技会場で、あるいはテレビなどのメディアを通して観戦し、勝敗だけではなく、競技者のプレーやパフォーマンスなどにも目を向け、スポーツに参加し、楽しむことです。

※4 ささえるスポーツ

スポーツイベントの企画運営にボランティアとして参加する、チーム、競技者を応援、サポートする、あるいは指導者やコーチとして貢献することです。

※5 生涯スポーツ

子どもから高齢者まで、生涯にわたって人生の各時期（ライフステージ）に、それぞれの興味・関心や目的に応じて運動やスポーツに親しむことを意味します。生涯スポーツには、競技として、レクリエーションとして、あるいは健康・体力づくりとして、といったように様々な目的や楽しみ方があります。

○スポーツ施設の整備

○学校施設開放の推進

第2次計画 平成15年3月策定（計画期間：平成15年度～平成19年度）

目標『スポーツシーンのあるまちづくり』

施策：○生涯スポーツの充実

- ・スポーツレクリエーション推進体制の整備
- ・スポーツに親しむ機会の充実
- ・健康の保持・増進

○スポーツ施設の整備・充実

- ・スポーツ施設の整備・拡充
- ・学校体育施設の開放の推進
- ・施設利用の効率化

第3次計画 平成20年4月策定（計画期間：平成20年度～平成24年度）

基本理念：『夢と感動あふれるスポーツシーンのあるまちづくり』

目標：成人市民の2人に1人が週に1回以上スポーツをすること

施策：○生涯スポーツの盛んなまちにします

- ・スポーツ振興施策の推進体制を整備します
- ・スポーツに親しむ環境づくりをします
- ・健康づくりを目的としたスポーツを推進します
- ・スポーツに関する知識・情報を提供します

○スポーツ施設の整備・充実をします

- ・スポーツ施設の整備・改善をします
- ・学校スポーツ施設の開放を推進します
- ・施設利用の効率化を図ります

第4次計画 平成25年4月策定（計画期間：平成25年度～平成29年度）

基本理念：『豊かなライフステージをスポーツとともに』

目標：成人市民の週1回以上のスポーツ実施率60%

運動やスポーツをすることが好きな小学生の割合70%

運動やスポーツをすることが好きな中学生の割合60%

施策：○ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します

- ・スポーツに親しむ機会を提供します
- ・スポーツ団体の育成や支援に努めます
- ・指導者の育成や支援に努めます
- ・健康・体力づくりを推進します
- ・高齢者のスポーツ活動を推進します
- ・障害者のスポーツ活動を推進します

○子どもの体力向上と体育の充実を図ります

- ・学校体育を充実させます
- ・スポーツ少年団の活動を充実させます

○競技力の向上を図ります

- ・トップアスリートとの交流の場をつくります
- ・印旛郡市民体育大会、千葉県民体育大会を共同開催し、選手を支援します
- ・各種スポーツ競技の全国大会、国際大会等の成績優秀者を表彰します

○スポーツ施設を充実させます

- ・安全で満足度の高いスポーツ施設を目指した管理を行います
- ・安全で充実したスポーツ施設となるよう整備・改修に努めます
- ・地域のスポーツ拠点としての学校開放の推進、運動広場の支援に努めます

○スポーツを活かしてまちの活性化を図ります

- ・スポーツをとおして佐倉の魅力を発信します



## 第2章 佐倉市のスポーツを取り巻く現状と課題

### 第1 市民アンケートから見た現状と課題

#### 1 成人市民のスポーツ実施率

第4次佐倉市スポーツ推進計画において、『成人市民の週1回以上のスポーツ実施率60%』を目標に掲げました。

平成27年度に実施した「市民意識調査（資料編P.1～3参照）」では、週に1回以上スポーツ（ウォーキングや体操を含む）をする人の割合が54.3%でした。第4次佐倉市スポーツ推進計画策定時の52.3%よりは向上しておりますが、目標は達成できませんでした。

男女別・各年齢層別に見てみると、男性は、70歳以上の67.5%のみが目標値である60%を超えており、18～29歳が42.9%、30～39歳が29.2%と低く、全体では55.1%となっています。女性は、60歳～69歳が75.9%、70歳以上が71.1%と高い実施率となっておりますが、他の年齢層においては、18～29歳が23.6%など50%にも満たない実施率であり、全体では53.8%に留まっています。

この調査結果から、若い年齢層ほどスポーツ実施率は低く、女性においては、特に顕著に表れていました。

今後は、男女ともすべての年齢層において目標値を達成できるよう、市民のスポーツ実施率を高めていく必要があります。

#### 2 スポーツを行う目的

平成27年度に実施した「市民意識調査」において、スポーツを行う目的を尋ねるアンケート調査を行いました。（資料編P.4参照）

男性では、416人中、「健康維持」をあげる人が107人（25.7%）と最も多く、以下「運動不足解消」が94人（22.5%）、「体力の維持・向上」が62人（14.4%）と続いています。

女性では、516人のうち、最も多かったのが、「運動不足解消」で127人（23.7%）、続いて「健康維持」が122人（22.8%）、「体力の維持・向上」が92人（14.9%）の順となっています。

これらの結果から、男女ともに、健康・体力づくりが図られるという効果を期待してスポーツを行っている方が多く、市民の健康志向、体力づくりへの関心の高いことがうかがえます。

市では、いつまでも健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康・体力づくりにつながるスポーツ大会やイベント、ヨガやストレッチなどの教室等を開催していますが、市民一人ひとりがこれらの機会を活かし、自発的にスポーツを日常的なものへとつなげていく必要があります。

### 3 スポーツをしていない理由

平成27年度「市民意識調査」では、スポーツをしていない理由（資料編P.5参照）として、男性では、191人中、「仕事が忙しい」とする人が58人（30.4%）と最も多く、次いで「機会がない」とする人が31人（16.2%）でした。

女性では、225人中、「仕事が忙しい」とする人が40人（17.8%）と最も多く、以下、「機会がない」とする人が37人（16.4%）となっており、男女ともに、働いている世代をいかにスポーツや運動<sup>※6</sup>に導いていくかが課題となっています。

今後もスポーツイベントなどを通して、休日に、あるいは余暇をみつけて、スポーツや運動を行うきっかけづくりとなるような提案を継続して行い、それが習慣となるよう啓発を続けていく必要があります。

---

※6 スポーツ及び運動

「スポーツ」とは、ルールや決まりに基づいて活動する陸上競技やサッカー、または柔道や剣道などをいう。  
「運動」とは、軽い体操や散歩など健康のために行う身体活動全般をいう。

## 第2 スポーツ活動を推進していく上での現状と課題

### 1 スポーツ事業

#### (1) スポーツ大会・イベント

市では、佐倉朝日健康マラソン大会やさくらスポーツフェスティバルをはじめとした各種スポーツイベント、健康づくりに向けた教室等を例年開催し、スポーツに親しむ機会の提供に努めています。

今後の課題として、はじめての参加者を増加させるため、イベント等の開催に関する情報発信の強化や、よりいっそうイベントに関心をもってもらえるよう、更に内容を充実させていく必要があります。

#### 《主な市主催スポーツ大会・イベント》

- 市民大会（年間）
- ヨガ、ピラティス等のスポーツ教室（年間）
- ニュースポーツまつり（6月中・下旬頃）
- さくらスポーツフェスティバル（体育の日）
- 子ども相撲大会（10月中・下旬頃）
- 長嶋茂雄少年野球教室（10～11月）
- 市制記念駅伝競走大会（11月中旬頃）
- マラソンクリニック（2月下旬頃）
- 佐倉朝日健康マラソン大会（3月下旬）

#### (2) 競技力の向上に向けた取組み

##### ① トップアスリート教室

国のスポーツ基本法やスポーツ基本計画では、国際競技力や競技水準の向上が施策として掲げられており、2016年8月に開催されたリオデジャネイロオリンピックでは、過去最高となる41個のメダル（金12個、銀8個、銅21個）を獲得しています。

市では、佐倉市体育協会各専門部の協力を得て、各種競技のプロ選手、国際的な大会や全国的な規模の大会で活躍をした選手等を招き、発達段階にある小・中・高校生を対象として、トップアスリート教室を開催していますが、今後も継続し、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、競技力のレベルアップを図りながら子どもたちに夢や希望を与えていく必要があります。

## ② 印旛郡市民体育大会・千葉県民体育大会

印旛郡市体育協会や印旛郡8市町（成田市を除く）との共催で毎年印旛郡市民体育大会を開催しており、平成28年度の大会で第67回目を迎えました。この10年間における印旛郡市民体育大会での当市の成績をみると、総合優勝が9回、準優勝が1回ときわめて優秀な成績を収めています。

この大会での成績を踏まえ、今後も佐倉市体育協会各専門部と連携をしていくなかで、各競技の競技力を更に向上させ、それぞれがより上位の成績を収め、千葉県民体育大会派遣選手の増加へと結びつけていく必要があります。

なお、千葉県民体育大会では、当市で毎年レスリング競技が開催されています。

## ③ スポーツ大会の成績優秀者への表彰

市では、市民栄誉賞や佐倉市表彰等の表彰制度により、オリンピックなどの国際大会、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会等の全国規模の大会で優秀な成績を収めた選手を表彰しています。

また、佐倉市体育協会においても優秀選手賞を設け、千葉県大会で優勝した選手、関東大会以上の規模の大会で3位以上の成績を収めた選手等を表彰しています。

このような表彰制度は、選手の目標や励みになることから、表彰について広く市民に周知していく必要があります。

### （3）高齢者のスポーツ活動

市の高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は、第4次スポーツ推進計画策定時（平成24年3月末）においては23.2%でしたが、少子高齢化の影響を受け、平成28年3月末現在では、28.6%に達し、この4年間で約5ポイントも上昇しています。（資料編P.8参照）

佐倉市人口推計（平成26年11月）によると、今後もさらに高齢化が進むことが予測されますので、介護予防や健康の保持増進により、医療費の削減などにつながるよう、引き続き、高齢者が行える体操や軽スポーツなどの普及を推進していく必要があります。

#### (4) 障害者のスポーツ活動

「スポーツ基本法」では、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類や程度に応じ必要な配慮をしつつ、障害者スポーツを推進することとしています。

市では、これまで施設のバリアフリー化を進めるとともに、車椅子使用者兼用と視覚障害者用の卓球台を市民体育館に設置し、障害者のスポーツ活動を支援してきました。

今後は、バリアフリー化が十分ではない市のスポーツ施設や設備の整備を進めるとともに、障害者スポーツ団体の育成、指導者や活動支援者の確保などを行っていく必要があります。

#### (5) スポーツとまちの活性化

佐倉朝日健康マラソン大会は、昭和57年から始まり、平成28年度に36回目を迎えました。全国各地から1万人を超えるランナーが集まり、県内唯一の日本陸上競技連盟公認大会として、全国でも有数の大会へと発展し、今では市を代表するイベントの一つとなっています。

大会当日には、会場である岩名運動公園内に佐倉の物産品を販売する出店ブースを設けるとともに、参加者等に配付する大会プログラムには、佐倉の観光・文化財施設や市内で開催されるイベントなどを紹介し、市の情報発信に努めています。

また、佐倉市名誉市民である長嶋茂雄氏のご協力により、読売巨人軍OBの方々が講師を務める長嶋茂雄少年野球教室の開催や、2020年東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ、それに向けて開催される国際大会の事前キャンプを積極的に誘致し、市の知名度向上に努めます。

## 2 指導者の育成・支援

### (1) スポーツ推進委員

市では、市民のスポーツ活動を推進していくにあたり、各地区や各小学校区から推薦を受けた30名の方々に佐倉市スポーツ推進委員<sup>※7</sup>（任期2年）を委嘱し、スポーツイベントの企画や、開催当日における実技指導などの役割を担っています。

佐倉市スポーツ推進委員の活動は、市民のスポーツ活動を推進していくうえでとても重要なものとなっていますので、スポーツに関する幅広い実技指導や助言ができるよう、ミニバレーやバウンドテニス等のニュースポーツ<sup>※8</sup>に関する知識の修得や指導力向上のための講習会への参加を支援しています。

### (2) スポーツリーダーバンク制度

市では、地域のスポーツ団体や学校等からの要請に応じ、あらかじめ市に登録をしている指導者を派遣し、市民のスポーツ技能の向上を図ることを目的とするスポーツリーダーバンク制度を行っています。

この制度は、ヨガやウォーキング、各種競技やニュースポーツなどの指導者を派遣するもので、市民のスポーツ技能向上に役立っています。

この制度がかかえる課題として、登録している指導者が高齢化していること、また、ライフスタイルの変化などにより、派遣を希望する日時に指導者の都合が合わないなど、派遣の調整に苦慮しているという実態があります。

---

※7 スポーツ推進委員

市町村におけるスポーツ推進事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導や助言を行うため（スポーツ基本法第32条第2項）、市では条例に基づき委嘱しています。

なお、旧スポーツ振興法第19条に定められていた「体育指導委員」について、近年、スポーツ実技の指導や助言のみならず、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整の役割が重要性を増したことから、スポーツ基本法において、「スポーツ推進委員」と改称され、連絡調整という新たな役割が追加されました。

※8 ニュースポーツ

技術やルールが比較的簡単で、だれでも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、新しく考案されたり、紹介されたりしたスポーツです。その数は数百種類に及ぶといわれています。一般に、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として楽しむことを主眼とした身体運動をいいます。（千葉県体育・スポーツ推進計画）

### 3 子どもの体力と運動能力

#### (1) 体力・運動能力調査（新体力テスト）

子どもの体力について、文部科学省が実施している「体力・運動能力調査<sup>※9</sup>」などによると、子どもの体力の低下傾向に概ね歯止めがかかってきており、体力向上に向けた施策は全体的に効果をあげています。

一方、近年では、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められる傾向が続いており、運動習慣が身につけていない子どもへの支援の充実等が課題となっています。

平成27年度に実施した小中学生の新体力テスト（8種目）における佐倉市と千葉県との平均値を比較すると次のような特徴がみられました。（資料編P.9・10参照）

##### 〔小学生〕

男子では、握力、上体おこし、反復横跳び、立ち幅跳びは全学年において千葉県平均値を上回っており、全学年において千葉県平均値を下回っている種目はありません。

女子では、反復横跳びは全学年において千葉県平均値を上回っていますが、逆に、20mシャトルランでは、全学年において千葉県平均値を下回っています。

##### 〔中学生〕

男子では、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳びは全学年において千葉県平均値を上回っていますが、逆に、長座体前屈、ハンドボール投げでは、全学年において千葉県平均を下回っています。

女子では、上体おこし、反復横跳び、50m走、立ち幅跳びは全学年において千葉県平均値を上回っており、全学年において千葉県平均値を下回っている種目はありません。

---

※9 体力・運動能力調査

国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育スポーツ活動の指導研究や行政上の基礎資料として活用するため、昭和39年から毎年文部科学省が実施している調査です。平成11年度からは国民の体位の変化やスポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展などを踏まえ、それまでの測定方法を全面的に見直し、新たに「新体力テスト」として実施しています。

## 4 スポーツ施設

### (1) スポーツ施設の管理と整備

市のスポーツ施設には、岩名運動公園内に陸上競技場、野球場、テニスコート、プール、サッカーやラグビーなどが行える球技場、クロスカントリーコースがあるほか、上座総合公園プール、大作公園野球場、直弥公園テニスコート、市民体育館、青少年体育館があり、指定管理者によりすべての施設の管理運営が行われています。(資料編P.13・14参照)

指定管理者制度<sup>※10</sup>のもとでは、民間のもつ専門的な知識や創意工夫等により、市民のニーズを取入れた様々な質の高いサービスが提供されています。

課題としては、市民体育館や岩名運動公園有料施設等のスポーツ施設は、昭和50年代に整備されたものが多く、バリアフリー化が十分ではなく、また、老朽化による施設・設備の改修、修繕が必要となる状況が生じています。

### (2) 小中学校の開放

市内の小学校 23 校、中学校 11 校の体育館や校庭を地域住民のスポーツ活動の場として開放し、夏季には根郷中学校のプールを開放しています。(資料編 P.15～17 参照)

---

※10 指定管理者制度

平成15年9月の地方自治法の一部改正により、従来の公の施設の管理方法である「管理委託制度」に替わって創設された制度で、これまで公的団体等に限られていた公の施設の管理を市が指定した民間団体に行わせるものです。民間の効果的・効率的な手法の活用により、経費の節減や利用者に対するサービスの向上が見込まれます。



### (3) 運動広場

市の野球場等のグラウンドでは、少年野球チームなどのスポーツ団体の利用に不足が生じているため、地域のスポーツ団体が借地し、グラウンドとして利用しているケースがあります。

市では、地域のスポーツ団体の活動が地域交流や青少年の健全育成に結びつくよう、スポーツ活動の場としてグラウンドを借地し、管理運営を行い、一定の条件を充たす場合には運動広場<sup>※11</sup>として借地経費に対する補助を行っています。平成28年度現在、運動広場は市内に6箇所あります。

## 5 スポーツ団体

### (1) 佐倉市体育協会

市民のスポーツ活動を推進していくうえで中心的な役割を果たす佐倉市体育協会は23の専門部（資料編P.18参照）から構成されており、市との共同開催による市民大会をはじめ、競技力強化に向けた各種大会や技能向上を目指した教室の開催などの活動を行っています。

市では、各専門部が開催する市民を対象としたスポーツ大会や、競技力向上に向けた事業経費に対して補助を行っています。

なお、佐倉市体育協会は、印旛郡市体育協会に加盟しており、毎年開催される印旛郡市民体育大会では、当市が担当する競技の大会運営にあたるとともに、各競技種目に選手を派遣しています。また、千葉県民体育大会へ選手を派遣し、例年当市が会場となるレスリング競技の大会運営も行っています。市では、これらの大会に選手派遣する際の交通費に対する補助も行っています。

佐倉市体育協会では、事務局や運営財源の拡充など組織強化を図ることが今後の課題となっています。

---

※11 運動広場

地域交流、青少年の育成、スポーツ活動の場として、5,000㎡以上（補助限度面積12,000㎡）の土地を借用し、5団体以上（1団体あたり10名以上）の団体により管理運営される広場で、土地の賃借料に対して、市の補助制度があります。

## (2) スポーツ少年団

スポーツ少年団<sup>※12</sup>は、スポーツを通じて、小学生以上の子どもたちの心とからだを育て、青少年の健全育成につなげていくことを目的に活動しています。

平成28年4月1日現在、佐倉市スポーツ少年団は、7種目25団体の単位スポーツ少年団（資料編P.18参照）で構成され、団員数は541人となっており、軟式野球やミニバスケットボールなどのスポーツ活動をはじめ、文化・学習活動や社会活動など幅広い活動を展開しています。

市では、指導者やリーダーの資質と能力を向上させ、スポーツ少年団の活動が充実していくよう、活動経費に対する補助やスポーツ大会や講習会に関する情報提供を行っています。

## (3) 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブ<sup>※13</sup>は、地域住民が会費制により主体的に運営し、誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味などに応じて、スポーツを楽しむことができるスポーツクラブで、地域コミュニティの核となることが期待されています。

国のスポーツ基本計画では、各市区町村に少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブが育成されることを目指すとされています。

市内では、総合型地域スポーツクラブとして、NPO法人ニッポンランナーズが平

---

※12 スポーツ少年団

スポーツ少年団は、1964年に公益財団法人日本体育協会が創設した歴史あるスポーツクラブで、それぞれが独自に自主的で主体性をもった活動を展開しています。特定のスポーツ種目のみの活動を行うのではなく、野外活動や文化・学習活動など、少年期に必要な幅広い分野での様々な交流体験活動を年間計画の中に組み入れています。スポーツ少年団活動を通じて、喜びや楽しさを体験すると共に、仲間との連帯や友情を育て、更にはその過程の中で協調性や創造性などを育み、人間性豊かな社会人に成長することが期待されます。

※13 総合型地域スポーツクラブ

地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態で、特徴は次のとおりです。

- 複数の種目が用意されています。
- 子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じていつまでも活動できます。
- 活動の拠点となるスポーツ施設（市の施設や学校体育館なども含む）やクラブハウスがあり、定期的・継続的な活動を行うことができます。
- 質の高い指導者のもと、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われ、会費を負担し、会員として参加します。

成 14 年に設立され、平成 25 年度には千葉県体育功労賞 社会体育優良団体を、平成 26 年度には文部科学省 生涯スポーツ優良団体を受賞しています。市は、NPO ニッポンランナーズと協力してスポーツ事業や介護予防体操の普及などを行っており、今後、さらに事業連携を図ります。

## 6 オリンピック・パラリンピックに向けて

平成 25 年 9 月に開催された国際オリンピック委員会総会において、2020 年夏季五輪の開催都市が東京に選ばれました。1964 年以来 56 年ぶりで、2 回目の開催となり、大会運営能力の高さや財政力、治安の良さなどが評価されたものです。

佐倉市では、事前キャンプやそれに向けて開催される国際大会の事前キャンプを積極的に誘致し、知名度向上、国際交流、スポーツ振興などを図るため、平成 27 年 10 月に、「佐倉市・2020 年オリンピック・パラリンピック推進本部」を設置し、佐倉市を世界に発信するため盛り上げており、平成 28 年 12 月には、国が推進するホストタウン<sup>※14</sup>に登録されました。

今後は、これを契機として、「すべての市民がスポーツに親しむまち」、「すべての市民が自分らしく暮らすまち」、「多くの人々が訪れる魅力あふれるまち」を実現するために、市民、競技団体、民間事業者及び行政等が幅広い分野で連携を図りながら、様々な取組を実施します。

なお、アメリカ陸上チームより、平成 27 年 8 月の世界陸上北京大会の事前キャンプの実績が評価され、2020 年東京オリンピックの事前キャンプについても、千葉県、成田市、印西市、順天堂大学と合同で実施する旨、平成 28 年 5 月に合意しています。

---

※14 ホストタウン

東京オリンピック・パラリンピックに向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を国が登録するものです。

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 第1 計画期間 『平成29年度から平成32年度まで』の4年間

2020年東京オリンピック・パラリンピックが決まったことから計画を見直し、オリンピックが開催される平成32年度までを計画期間とします。

#### 第2 基本理念 『豊かなライフステージをスポーツとともに』

スポーツがもたらす効果には、体力や競技力の向上に加え、生活習慣病や介護の予防、ストレスの発散といった心身両面にわたる健康の保持増進などがあります。

こうした個人的な効果に加えて、スポーツを通じて、指導者、親子や家族、仲間との交流が図られ、新たなコミュニケーションを生み出し、深めるという社会的な効果ももたらします。特に、青少年期においては、自分自身や仲間を信じる気持ち、あきらめない気持ちなどを身につけ、また、他人への思いやりを培い、豊かな人間性を育むなどの成長を促し、健全育成に大きく寄与します。

また、スポーツは、共通の目標に向かい努力をすることで、共に達成感を味わい、連帯感が醸成され、地域に誇りと愛着を持つなど、人と人のつながりが薄れ、連帯感が希薄化しているとされる地域社会を再生し、地域の新たな個性や魅力の創造にもつながります。

このため、市民が、スポーツを「する」だけでなく、「みる」、「ささえる」など多様なかわりを持つ中で、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しみ、そして楽しみ、生涯にわたって心身ともに健康で、次世代を担う子どもたちが将来に夢や希望をもてるような生涯スポーツ社会を目指していくことは、とても大きな意義があります。

市では、これらのことを踏まえ、広く生涯スポーツ社会の実現に向けて、引き続き基本理念を『豊かなライフステージ<sup>※15</sup>をスポーツとともに』とし、目標の達成に向けた様々な取り組みを推進していきます。

---

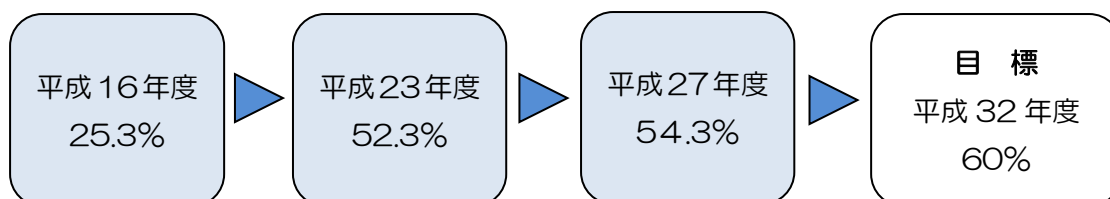
※15 ライフステージ

人の一生を幼少期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けたそれぞれの段階をいいます。

### 第3 基本目標

基本目標 1： 成人市民の週 1 回以上のスポーツ実施率 60%  
成人市民の週 1 回以上スポーツに関わった割合 前年度より増加

〔成人市民の週 1 回以上のスポーツ実施率の推移〕



※ 【出典】 市民意識調査の集計結果

〔基本目標 1 の説明〕

前述のとおり、第4次佐倉市スポーツ推進計画で目標値とした「成人市民の週1回以上のスポーツ実施率60%」は、達成されませんでした。

また、平成24年3月に千葉県が策定した「第11次千葉県体育・スポーツ推進計画」では、成人における週1回のスポーツ実施率の目標値を60%に設定しています。

これらを踏まえ、成人市民が週に1回以上スポーツをする割合を引き続き60%を基本目標に掲げ、すべての年齢層で目標が達成できるよう、目標の達成に向けた様々な取り組みを推進します。

また、スポーツを「する」だけではなく、競技会場やメディアを通じた観戦等「みるスポーツ」、スポーツイベントの企画運営ボランティアや指導者等「ささえるスポーツ」など多様な関わりでスポーツに親しみ、そして楽しむ生涯スポーツ社会の実現を目指します。市民意識調査においてスポーツに関わった割合を新たなアンケート項目に設定し、その結果を基準として、成人市民の週1回以上スポーツに関わった割合 前年度より増加を目標に追加します。

基本目標2： 運動やスポーツをすることが好きな小学生の割合 70%  
運動やスポーツをすることが好きな中学生の割合 65%

〔運動やスポーツをすることが好きな小学生の割合の推移〕



〔運動やスポーツがすることが好きな中学生の割合の推移〕



※ 【出典】文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果

### 〔基本目標2の説明〕

子どもたちが小学生、中学生のときから運動やスポーツに興味をもち、スポーツをすることが好きになることで、大人になってからも日常的にスポーツを継続させ、成人市民の週1回以上のスポーツ実施率等をさらに高めていくことにつながります。

このことから、「運動やスポーツをすることが好きな小学生・中学生の割合」を二つ目の目標として掲げます。

目標値の設定にあたっては、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における結果を踏まえ（次頁の表参照）、目標値として設定します。

運動やスポーツをすることが好きな割合

	小学生		中学生	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 21 年度	平成 27 年度
全国平均値	65.6%	65.4%	53.8%	56.7%
千葉県平均値	65.2%	65.9%	51.8%	56.1%
佐倉市平均値	68.3%	66.8%	57.7%	61.2%

## 第4章 施策の展開と具体的な取組み

### 第1 基本施策と計画の体系

この計画の基本理念である『豊かなライフステージをスポーツとともに』や基本目標を実現するため、スポーツを取り巻く現状と課題を踏まえ、今後4年間に進めていくべき取組みの方向性を示すものとして、次の5つの柱を基本施策として掲げました。

また、これらの基本施策を達成していくため、次頁にある計画の体系に基づき、様々な施策等を推進します。

- 〔基本施策 1〕 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します
- 〔基本施策 2〕 子どもの体力向上と体育の充実を図ります
- 〔基本施策 3〕 競技力の向上を図ります
- 〔基本施策 4〕 スポーツ施設を充実します
- 〔基本施策 5〕 スポーツを活かしてまちの活性化を図ります



## 第5次佐倉市スポーツ推進計画の体系

		基本施策（5つの柱）	施 策
<b>基本理念</b>  <b>豊かなライフステージをスポーツとともに</b>	<b>基本目標</b>  <b>1 2 運動やスポーツをすることが好きな小学生の割合70%・中学生の割合65%</b> <b>成人市民の週1回以上のスポーツ実施率60%・スポーツに関わった割合前年度より増加</b>	1 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します	(1) スポーツに親しむ機会を提供します (2) スポーツ団体の育成や支援に努めます (3) 指導者の育成や支援を行います (4) 健康・体づくりを推進します (5) 高齢者のスポーツ活動を推進します (6) 障害者のスポーツ活動を推進します
		2 子どもの体力向上と体育の充実を図ります	(1) 学校体育を充実します (2) スポーツ少年団の活動を充実させます
		3 競技力の向上を図ります	(1) トップアスリートとの交流の場をつくり ます (2) 印旛郡市民体育大会、千葉県民体育大会等を共同開催し、選手を支援します (3) 各種スポーツ競技の全国大会、国際大会等の成績優秀者を表彰します
		4 スポーツ施設を充実します	(1) 安全で満足度の高いスポーツ施設を目指した管理を行います (2) 安全で充実したスポーツ施設となるよう整備・改修に努めます (3) 地域のスポーツ拠点としての学校開放の推進、運動広場の支援に努めます
		5 スポーツを活かしてまちの活性化を図ります	(1) スポーツをとおして佐倉の魅力を発信します

## 基本施策1 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します

### 〔基本施策の方向性〕

市民が幼少期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じて、スポーツを「する」だけでなく、「みる」、「ささえる」きっかけづくりになるような取り組みを行います。

市民の健康・体力づくりや生きがいづくりにつながり、生涯にわたってスポーツ活動が行えるよう、だれもが気軽に楽しめるスポーツの普及や支援に努めるとともに、各種競技のスポーツ大会、イベントを開催します。

なお、スポーツ大会やイベントの開催にあたっては、働いている世代や子育て世代における参加を促し、スポーツの日常化につながるよう努めます。

### ■施策1 スポーツに親しむ機会を提供します

#### 〔具体的な取り組み〕

① 市民がスポーツに親しみ、楽しめる機会として、佐倉市体育協会などの関係団体と連携し、各種競技のスポーツ大会を開催します。また、スポーツを「する」だけでなく、「みる」、「ささえる」という視点からも創意工夫します。

② 普段スポーツをしていない人でも気軽に参加でき、スポーツを始めるきっかけづくりとなるよう、関係団体と連携し、スポーツイベントやスポーツ教室を開催します。

なお、開催にあたっては、働いている世代や親子を含めた子育て世代が参加しやすいものとなるように配慮します。

③ 働いている世代のスポーツ実施率向上として、スポーツ施設の夜間利用等、市民のニーズに合った環境の提供に努めます。

- ④ 市民がスポーツにふれあうことができるスポーツ大会やスポーツ教室、スポーツイベントの開催に関する情報を広く積極的に発信し、市民のスポーツ活動の推進につなげます。
- ⑤ 佐倉朝日健康マラソン大会や国際大会事前キャンプなどを通して、市民が競技者を応援したり、ボランティアとして運営に携わることで、達成感や感動を味わってもらい、「みるスポーツ」や「ささえるスポーツ」を推進します。
- ⑥ 生涯スポーツ社会を実現していくため、民間事業者や大学等と連携を図り、市民のスポーツに親しむ機会をより充実したものにします。

## ■施策2 スポーツ団体の育成や支援に努めます

### 〔具体的な取組み〕

- ① 佐倉市体育協会の各専門部が実施するスポーツ大会や教室などのスポーツ推進活動に要する経費、印旛郡市民体育大会等への選手派遣に要する交通費に対して補助を行います。また、佐倉市体育協会の組織強化に向けた支援を行います。
- ② 佐倉市体育協会の協力を得て、市内のスポーツ団体の現状を把握するとともに、新規スポーツ団体の育成支援に努めます。
- ③ 総合型地域スポーツクラブの主体的・自主的な活動への支援を行うとともに、新たなクラブ創設への支援に努めます。

## ■施策3 指導者の育成や支援を行います

### 〔具体的な取組み〕

- ① 市民のスポーツ活動を推進する役割を担う佐倉市スポーツ推進委員の指導者としての知識や指導力を高めるため、各種研修会等への参加を支援します。
- ② 佐倉市スポーツリーダーバンク制度を効果的に活用し、市民のスポーツ技能向上や地域のスポーツ活動の活性化に努めます。また、新任の指導者には講習会を開催し、指導力の向上を図ります。

#### ■施策4 健康・体力づくりを推進します

##### 〔具体的な取組み〕

- ① 市民が健康・体力づくりに関心を持ち、運動に取り組むきっかけづくりとなるよう、ウォーキングをはじめとした運動を紹介する教室を開催します。また、生活習慣病予防に関する知識を普及する学習会なども開催し、日常生活での身体活動量が増加し、運動が日常的なものとなるよう啓発に努めます。

#### ■施策5 高齢者のスポーツ活動を推進します

##### 〔具体的な取組み〕

- ① 高齢者の生きがいづくりや仲間づくりなどにつながるよう、高齢者を対象とした各種スポーツ大会を開催する団体への支援を行います。
- ② 高齢者が無理なく、楽しみながら日常生活の一部として健康づくりや介護予防を行えるよう、体操教室や学習会などを開催し、普及に努めるとともに、継続的に体操などを行う通いの場を市内に増やしていきます。

また、佐倉ふるさと体操などの高齢者でも気軽に行える体操を指導し、広めていくボランティアの育成支援に努めます。

## ■施策6 障害者のスポーツ活動を推進します

### 〔具体的な取組み〕

- ① 障害者がスポーツの楽しさを体験し、体力の維持・向上につながるよう、障害者を対象としたスポーツ大会への参加を促進するための支援を行います。  
また、佐倉朝日健康マラソン大会に障害のある方が引続き参加できるよう、配慮します。
- ② 障害者が地域で気軽にスポーツを楽しむことができるよう、施設整備をはじめスポーツ団体や支援ボランティアの育成などに努めます。
- ③ 障害者スポーツの普及を通じて、障害者への理解を深め、共生社会の実現を目指します。

## 基本施策２ 子どもの体力向上と体育の充実を図ります

### 〔基本施策の方向性〕

体育<sup>※16</sup>や保健体育の授業、運動部活動、外遊び、スポーツイベントなどを通じて、子どもたちが身体を動かすことの楽しさやスポーツをする喜びを感じ、スポーツを好きになり、積極的にスポーツに取り組んでいく姿勢を育てます。

また、児童・生徒の体力・運動能力の把握に努めるとともに、教員の指導力強化に向けた取組みを行うなど、学校や家庭、地域などが連携し、子どもの体力向上と体育の充実を図ります。

### ■施策１ 学校体育を充実します

#### 〔具体的な取組み〕

- ① 各小中学校において、体力向上推進計画を策定し、児童・生徒の体力向上に向けた取組みを計画的に進めます。
- ② 新体力テストを実施するなかで、児童・生徒の体力の現状や課題を把握するとともに、優秀な児童・生徒には、運動能力証や体力優良証を交付するなど、運動に対する意欲を高めます。
- ③ 小学校教員を対象に、中学校保健体育科教員・千葉県長期研修生・大学教授等による体育実技指導研修会を開催し、指導力の充実を図ります。また、各学校の体力・運動能力の向上に向けた情報交換を行い、学校間の体力・運動能力の平準化に努めます。
- ④ 文化祭小中体育大会（小学校5年生から中学3年生までの学級対抗リレー大

---

※16 体育

健康で充実した生活を送るために必要な身体能力、知識等を習得するために身体運動を通して行われる教育活動をいいます。（千葉県体育・スポーツ振興条例）

会)の開催や、千葉県小中学校体育連盟主催、教育委員会との共催の大会への参加を通して、運動能力の向上を図ります。

また、各種競技大会に出場するための経費に対して補助を行います。

- ⑤ 中学校の授業における武道・ダンスの必修化に伴い、安全かつ効率的な指導を行うため、また、部活動の活性化を図るため、各種指導者講習会等への参加を促進するなど指導者の育成や充実に努めます。
- ⑥ 学校教育において、障害者スポーツを体験、共同学習することにより、障害者や高齢者などへの理解の促進に努めます。
- ⑦ 体育・保健体育授業や部活動において、優れた指導能力を有する外部指導者のさらなる導入を推進します。
- ⑧ 家庭教育学級等の機会に、スポーツインストラクター等による手軽に取り組める軽スポーツ等を紹介し、運動に対する保護者の意識の高揚を図ります。

## ■施策2 スポーツ少年団の活動を充実させます

### 〔具体的な取組み〕

- ① 佐倉市スポーツ少年団が開催する体カテスト会や、単位スポーツ少年団の大会参加等の活動に要する経費に対して補助を行います。  
また、日本スポーツ少年団等が開催するスポーツ大会や、指導者やリーダーの講習会に関する情報を提供し、活動を支援します。

### 基本施策3 競技力の向上を図ります

#### 〔基本施策の方向性〕

市町村レベルでは競技力向上に向けた取組みは限られますが、現在も実施している小・中・高校生などを対象として毎年開催している各種競技のトップアスリート教室のいっそうの充実を図るとともに、印旛郡市民体育大会、千葉県民体育大会の開催や選手派遣を通して、競技力の向上に努めます。

また、全国的、あるいは国際的な競技大会における成績優秀者を表彰し、競技力の向上に向け、よりいっそうの意識の高揚を図ります。

#### ■施策1 トップアスリートとの交流の場をつくります

##### 〔具体的な取組み〕

- ① 佐倉市体育協会各専門部と連携し、各種競技の国際大会や全国大会、プロスポーツなどで活躍したトップアスリート<sup>※17</sup>を招き、小・中・高校生を対象にしたスポーツ教室を開催し、競技力の向上を目指すとともに、将来の目標や励みになるよう意欲の高揚を図ります。

また、見学者にもスポーツの楽しさや魅力を感じてもらい、「みるスポーツ」を推進します。

- ② 国際大会事前キャンプに併せ、選手との交流、共同学習の場の提供に努めます。

---

※17 トップアスリート

国の代表として国際大会に出場し、またはプロスポーツで活躍したような高度な競技力を有する競技者をいいます。



■施策2 印旛郡市民体育大会、千葉県民体育大会等を共同開催し、選手を支援します

〔具体的な取組み〕

- ① 印旛郡市体育協会、佐倉市体育協会と連携し、印旛郡市民体育大会を共同開催するとともに、本市が開催する競技の適切な大会運営を行い、市民の競技力向上を図ります。

また、千葉県民体育大会においても、佐倉市体育協会専門部と連携し、本市でレスリング競技を開催します。

■施策3 各種スポーツ競技の全国大会、国際大会等の成績優秀者を表彰します

〔具体的な取組み〕

- ① 国民体育大会や全国障害者スポーツ大会、オリンピックやパラリンピックなどの国際大会等で優秀な成績を収めた市民等を表彰し、その功績を称えるとともに更なる飛躍を期待します。

## 基本施策4 スポーツ施設を充実させます

### 〔基本施策の方向性〕

だれもが気軽にスポーツに親しみ、それぞれのライフステージに応じて、スポーツや運動を積極的に取入れ、健康で活力のある充実した生活を送るには、ハード面の基盤となるスポーツ施設が安全かつ快適である必要があります。

市民が、いつでも安全で快適にスポーツ活動に取り組むことができるようスポーツ施設の充実を図ります。

### ■施策1 安全で満足度の高いスポーツ施設を目指した管理を行います

#### 〔具体的な取組み〕

- ① 指定管理者による市民体育館や岩名運動公園有料施設等のスポーツ施設の管理運営を安全かつ適切に行うとともに、利便性向上に努めます。

また、指定管理者の持つ民間の専門的なノウハウを活用し、質の高いサービスを利用者に提供し、利用満足度や新たな利用者の増加につなげます。

### ■施策2 安全で充実したスポーツ施設となるよう整備・改修に努めます

#### 〔具体的な取組み〕

- ① 施設利用時の安全性を確保するため、破損箇所や不具合を早期に発見し、利用への支障が最小限となるよう早期の対応に努めます。
- ② 老朽化した既存施設については、計画的に対応するとともに、障害者や高齢者に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザイン化、市民のニーズを踏まえたスポーツ施設の整備に努めます。
- ③ 国際大会事前キャンプ地にふさわしい、世界レベルの選手の練習に対応できる環境の整備に努めます。

### ■施策3 地域のスポーツ拠点としての学校開放の推進、運動広場の支援に努めます

#### 〔具体的な取組み〕

- ① 学校開放により地域住民のスポーツ活動の拠点として利用されている小中学校の体育館、校庭やプールが安全で快適に利用できるよう、適切な整備に努め、利用者の増加を図ります。
- ② 地域のスポーツ団体が、スポーツ・レクリエーション活動の場として運動広場を借地し、スポーツを通じた地域交流、青少年の健全育成の場として管理運営を行う場合に、借地経費に対する補助を行っています。
- ③ 仮称佐倉西部自然公園内に、野球等のスポーツができる運動広場の整備に努めます。

## 基本施策5 スポーツを活かしてまちの活性化を図ります

### 〔基本施策の方向性〕

佐倉には、恵まれた自然環境や、城下町として栄えた歴史・文化の伝統など、佐倉でしか味わえない魅力が多く残されています。この佐倉ならではの特色ある地域資源の魅力を全国に発信し、地域間の交流促進や観光・地域産業の活性化につながるよう、スポーツを通じたまちづくりを進めます。

### ■施策1 スポーツをとおして佐倉の魅力を発信します

#### 〔具体的な取組み〕

- ① 全国各地から多くのランナーが参加する佐倉朝日健康マラソン大会を活かして、「歴史 自然 文化のまち」佐倉の魅力を全国に発信します。  
また、一緒に訪れた家族や友人が、歩いて、見て、食べて一日を楽しめるよう、物産品の販売や、武家屋敷などの文化財施設の紹介を行います。
- ② 佐倉の伝統的な総合武術として現在まで受け継がれている「立身流<sup>※18</sup>」は、千葉県指定の無形文化財となっており、その活動や普及事業を郷土の伝統文化の紹介として全国に発信します。
- ③ 国際大会事前キャンプを通し、国際交流、地域の魅力向上・発信を図ります。

※18 立身流（千葉県指定無形文化財）

戦国時代に立身三京によって創設されたとされる立身流は、江戸時代に佐倉藩の剣術の流派の1つとなり、佐倉藩士に伝えられました。立身流は、江戸時代以前の戦国期の武道の形をよく伝える実践的な総合武術であり、明治になると逸見宗助によって警視庁にも取り入れられました。そして、今も佐倉の地で傳承されています。

## 第5章 計画の進捗管理と評価

### 第1 進捗管理と評価の時期

「第5次佐倉市スポーツ推進計画」の進捗管理は、毎年度終了時に進捗状況の調査、評価を行うものとし、計画の最終年度となる平成32年度に計画全体の最終評価を行います。

### 第2 評価の方法

#### (1) 基本目標

基本目標の評価は、「市民意識調査」や「市民満足度調査」、文部科学省が実施する「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果により判断します。

#### (2) 基本施策

基本施策の評価は、各施策の評価を総合的に判断して行います。

各施策の評価は、第4次佐倉市総合計画における実施計画の各事業に関連するものであり、事業ごとに活動指標や成果指標の目標値を達成したかどうかの年次評価を行うことから、実施計画上の事業評価を参考に行います。